

役員報酬等規程

社会福祉法人 容風会

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人容風会の役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 常勤の役員（常務理事）については勤務実態に即して報酬を支給する。

2 常勤の役員（常務理事）の役員報酬の支給額は、前年度の実績により次年度を検討し、評議員会に諮り役員報酬表（表1）により決定する。

(役員、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員の費用弁償)

第3条 役員（理事・監事）、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員が各会に出席した場合は、費用弁償として1回の出席につき5,000円を支給する。ただし、一部の役員（理事長及び常務理事）及び評議員選任解任委員（事務局長）には支給しない。

会の種類	支 給 対 象 者
理事会	理事・監事
評議員会	評議員
監事監査	監事
入所検討会議	第三者委員
苦情解決会議	第三者委員

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の決議を得てから改正する。

付 則 この規程は平成16年11月5日から施行する。

付 則 この規程は平成18年2月1日から施行する。（平成17年11月26日改正）

付 則 この規程は平成29年7月1日から施行する。（平成29年 6月17日改正）

(表1)

役員報酬表

(月額)

1 号	150,000	11 号	650,000
2 号	200,000	12 号	700,000
3 号	250,000	13 号	750,000
4 号	300,000	14 号	800,000
5 号	350,000	15 号	850,000
6 号	400,000	16 号	900,000
7 号	450,000	17 号	950,000
8 号	500,000	18 号	1,000,000
9 号	550,000	19 号	1,050,000
10 号	600,000	20 号	1,100,000